

富山県キャリアアップ奨励金支給要綱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、富山県キャリアアップ奨励金支給要綱の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給申請の取下げ)

第2条 事業者が、知事に対し支給申請の全部又は一部の取下げを申し出たときは、知事がこれを認めた場合に限り、取下げを行うことができるものとする。

2 知事は、支給申請の取下げを申し出た事業者に対して、原則として提出された支給申請書等の書類を返却しない。

3 支給申請の取下げようとする事業者は、富山県キャリアアップ奨励金申請取下げ申出書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。また、知事が必要に応じて、追加で資料の提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(支給決定された奨励金の返還)

第3条 前条第1項に基づき支給申請の取下げを行った事業者が、支給決定された奨励金の全部又は一部の返還を申し出たときは、知事がこれを認めた場合に限り、返還を行うことができるものとする。

2 知事は、支給決定された奨励金の返還を申し出た事業者に対して、原則として提出された支給申請書等の書類を返却しない。

3 支給決定された奨励金の返還をしようとする事業者は、富山県キャリアアップ奨励金申請取下げ及び返還申出書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。また、知事が必要に応じて、追加で資料の提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。